



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
1 2 月 2 8 日
号 外 (7)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 人 事 委 員 会 規 則

- ※職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- ※職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- ※職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 6

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

滋賀県人事委員会規則第18号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 4 医療職給料表昇格時号給対応表その 2 医療職給料表(2)昇格時号給対応表の表中

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
46
47
47
47

に改め、別表第 6 の 5 福祉職給料表昇格時号給

対応表の表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改め、別表第 6 の 6 高等学校等教育職給料表

昇格時号給対応表の表中

54
54
55
55

53
54
54
54

56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	58
59	58
60	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
61	60
61	61
61	61
62	61
62	61
62	61
62	62
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
63	63
63	63
63	63
64	63

を

に改め、別表第 6 の 7 小学校および中学校等教

育職給料表昇格時号給対応表の表中

58	57
59	58
60	58
61	59
61	59
61	60
62	60
62	61
62	61
63	62
63	62
63	63
64	63

を

に改める。

別表第 7 の 2 警察職給料表降格時号給対応表の表中

36
37
38
39
40
42

を

37
37
38
39
40
42

に、

24
26

を

25
26

に、

36
37
39

を

37
38
39

に改め、別表第 7 の 4 医療職給料表降格時号給

対応表その 2 医療職給料表(2)降格時号給対応表の表中

78
80
82
84
85

を

79
82
85
85
85

に改め、別表第 7 の 4 医療職給料表降格時号給

対応表その 3 医療職給料表(3)降格時号給対応表の表中

30
32

を

31
32

に改め、別表第 7 の 5 福祉職給料表降格時号給

対応表の表中

65
66
67
68
70
72
74

を

66
68
70
72
73
74
75

に改め、別表第 7 の 6 高等学校等教育職給料表

降格時号給対応表の表中

94
96
98
100
103
106
109
112
118
124
130

を

95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131

に改め、別表第 7 の 7 小学校および中学校等教

育職給料表降格時号給対応表の表中

81

82

82	を	84	に改める。
83		86	
84		88	
87		90	
90		92	
93		94	

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

滋賀県人事委員会規則第19号

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年滋賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

期間の区分	職員の区分	1 項職員	2 項職員
		円	円
6 年未満		308,600	50,800
6 年以上 7 年未満		308,600	49,000
7 年以上 8 年未満		308,600	47,200
8 年以上 9 年未満		308,600	45,400
9 年以上 10 年未満		308,600	43,600
10 年以上 11 年未満		308,600	41,800
11 年以上 12 年未満		308,600	40,000
12 年以上 13 年未満		308,600	38,200
13 年以上 14 年未満		308,600	36,400
14 年以上 15 年未満		308,600	35,000
15 年以上 16 年未満		308,600	33,600
16 年以上 17 年未満		305,300	32,200
17 年以上 18 年未満		302,000	30,800
18 年以上 19 年未満		298,700	29,400
19 年以上 20 年未満		295,400	28,000
20 年以上 21 年未満		292,100	26,600
21 年以上 22 年未満		278,300	26,000
22 年以上 23 年未満		264,300	25,400
23 年以上 24 年未満		250,800	24,400
24 年以上 25 年未満		236,900	23,800
25 年以上 26 年未満		223,200	23,200
26 年以上 27 年未満		205,600	22,600
27 年以上 28 年未満		188,500	22,000
28 年以上 29 年未満		171,200	21,200
29 年以上 30 年未満		153,600	20,900
30 年以上 31 年未満		135,600	20,500
31 年以上 32 年未満		117,300	19,900
32 年以上 33 年未満		99,400	19,000
33 年以上 34 年未満		73,400	18,100
34 年以上 35 年未満		49,100	17,400
備考			
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日または第 4 条第 1 号もしくは第 2 号の職員となつた日以後の期間を示す。			
2 この表において「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員をいい、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員をいう。			

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

滋賀県人事委員会規則第20号

職員の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の宿日直手当の支給に関する規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「5,000円」を「5,200円」に改め、同項第2号中「6,400円」を「6,600円」に改め、同項第3号中「7,400円」を「7,600円」に改め、同項第4号中「6,000円」を「6,200円」に改める。

第5条中「21,000円」を「22,000円」に、「時間」を「期間」に、「10,500円」を「11,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の宿日直手当の支給に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

滋賀県人事委員会規則第21号

職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号ア中「100分の97以上100分の104」を「100分の102以上100分の109」に、「100分の117以上100分の124」を「100分の122以上100分の129」に改め、同号イ中「100分の90超100分の97」を「100分の95超100分の102」に、「100分の110超100分の117」を「100分の115超100分の122」に改め、同号ウおよびエ中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号ア中「100分の43.5」を「100分の48.5」に、「100分の53.5」を「100分の58.5」に改め、同号イおよびウ中「100分の42」を「100分の47」に、「100分の52」を「100分の57」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。